

四日市市教委告示第 18 号

四日市市教育委員会公印規則（昭和 59 年四日市市教委規則第 10 号）第 14 条第 1 項の規定により、縮小した印影を印刷して使用するので、同規則第 17 条において準用する四日市市公印規則（昭和 34 年四日市市規則第 8 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 30 日

四日市市教育長 廣瀬 琢也

1 名 称

三重県四日市市教育委員会印

2 寸 法

方 15 ミリメートル

3 印 影



4 使用区分

就学通知書

- (1) 小学校用
- (2) 中学校用

（四日市市教育委員会学校教育課）